

平成30年宇治田原町議会運営委員会

平成30年5月8日

午前10時開議

議事日程

日程第1 平成30年第1回臨時会について

- ①署名議員について
- ②会期について
- ③提出議案について
- ④選任同意に係る所信聴取について
- ⑤議事日程（第1号）について

日程第2 その他

1. 出席委員

委員長	1番	谷口重和	委員
副委員長	3番	垣内秋弘	委員
	2番	松本健治	委員
	10番	今西久美子	委員
	11番	谷口整	委員
	12番	田中修	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	田中雅和君
総務部長	奥谷明君
企画財政課長	矢野里志君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	村山和弘君
庶務係長	太田智子君

開 会 午前10時00分

○委員長（谷口重和） 皆さん、おはようございます。

本日は、議会運営委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の委員会は、平成30年第1回臨時会における議会運営につきまして、お手元に配付をいたしております会議日程により協議をお願いいたします。

ここで、副町長からご挨拶をお願いいたします。副町長。

○副町長（田中雅和） 皆さん、おはようございます。

5月に入りまして、新緑のほう、新茶の季節になっております。心配しておりました昨日の雨、降雨ですけれども、トータル50ミリでございまして、最大時間雨量は午後3時から4時の1時間で17ミリでございました。田原川の最高水位は49センチというところで、町内における被害等の報告は聞いていないところでございます。

委員の皆様におかれましては、ご健勝にてご活躍のことと存じます。町行政の推進には何かとご理解、ご尽力をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日は、谷口委員長、垣内副委員長のもと、議会運営委員会を開催いただきありがとうございます。来週15日火曜日に開会していただきます平成30年第1回5月臨時会におきましては、人事案件として副町長の選任について及び専決処分案件として町税条例と国民健康保険税条例の一部改正の議案をお願いするところでございまして、議案の概要につきましては後ほど説明させていただきます。

簡単でございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（谷口重和） ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入ります。

日程第1、平成30年第1回臨時会についてを議題といたします。

署名議員について、事務局からお願いをいたします。事務局。

○議会事務局長（村山和弘） 会議録署名議員の指名でございますけれども、今臨時会につきましては、2番、松本健治議員、9番、山内実貴子議員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（谷口重和） それでは、次に、会期について。

会期については、招集日を5月15日火曜日、1日としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) 異議なしと認め、5月15日、1日といたします。

提出議案について、当局より議案説明をお願いいたします。副町長。

○副町長(田中雅和) それでは、お手元に置かせていただいております提出議案につきまして説明をさせていただきます。

合計3件ございます。

1つ目でございますけれども、条例関係ということで専決処分2件のご承認をお願いしたいのと、人事案件1件でございます。

それでは、順番に説明をさせていただきます。

まず、議案第40号でございますけれども、議案第40号、宇治田原町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分についてということでございます。

説明につきましては、その次につけております1枚物の資料なんですけれども、第40号資料ということで、これに基づきまして説明をさせていただきます。

税条例の改正につきましては、理由のところを書いておりますように、地方税法の一部改正がございました。4月1日に施行されたことに伴いまして、この辺の法の改正にあわせまして町税条例の一部を同日、4月1日で改正する必要がありますために専決処分ということでさせていただきました。これのご承認をお願いします。

主な改正概要でございますけれども、これにつきましては総務建設常任委員会のほうでも説明をさせていただいてございますけれども、今般、議案として説明させていただきます。

内容なんですけれども、大きくは固定資産税にかかわる改正ということでございます。そのうちの一つは土地に関する件でございます。最初に書いてありますように、土地の評価替えを30年度行います。これに関しまして、従来から負担調整措置というものを行ってきておるところでございますけれども、こういった措置につきましてを時限立法措置になっておりますので、29年度で切れますので、これをまた3年間の延長をするということで、30年度から32年度までも継続して負担調整措置を行うというところでございます。

それから、次に、4行目から書いておりますように、新築住宅に係る軽減措置でございます。住宅のほうに関する1点目のものが新築住宅の軽減でございます。現在、固定資産税につきましては3年間、2分の1という軽減の措置がございます。これも時限措置でございますので、これを30年、31年と2年間の延長をするというものでござ

います。

それから、新築の2つ目ですけれども、次に書いておりますように、新築の認定長期優良住宅、これにつきましても長持ちする住宅だとか省エネ、バリアフリー、こういった長期の優良住宅、これにつきましても固定資産税の減額措置が2分の1、5年間で適用されております。これにつきましても時限措置でありますので、30年、31年と2年間の延長を行いたいということでございます。

次に、耐震の改修等を行った住宅、これにつきましても固定資産税の減額につきましては、1年間、2分の1ということになっておりますけれども、これも適用の期限を30、31と延ばすということでございます。

それから、その次、その他に書いておることでございますけれども、これにつきましては文言修正あるいは規定の整備ということで条項の整備だとか、「によって」というところを「により」とか、こういった文言修正等でございます。

引き続きでよろしいでしょうか。

○委員長（谷口重和） はい。

○副町長（田中雅和） では、議案第41号についてご説明申し上げます。

議案第41号、宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分についてでございます。

これも同様、資料に基づいて説明をさせていただきますので、次につけております1枚物の資料がございますけれども、これに基づいて説明をさせていただきます。

これも同様、理由のところを書いてありますけれども、地方税法施行令等の一部を改正する政令、こういったものが改正、公布されましたので、これに基づきまして町の保険税条例の改正につきましても同日付で改正を行ったところでございますので、専決処分をしました。よってご承認をよろしくお願ひしたいところでございます。

主な改正概要でございますけれども、これにつきましても先般4月の文教厚生常任委員会で若干説明をさせていただいているところでございますけれども、この議案につきまして、まず大きく分けて2つございます。

1つは、保険税賦課限度額の改正ということで、高額所得者の方につきましては、3行目に書いてあります応分の負担を求めるということで、賦課限度額を引き上げるというものでございます。上の表に書いてありますように、医療分、現行は54万円が限度額でございますけれども、これを申しわけないんですけれども、高所得者の方に限りまして58万円に上げさせていただくということの措置でございます。

これを一応シミュレーションいたしますと、現行54万円を超えられる方、これ34世帯あるんですけれども、今30年度シミュレーションしますと、58万円を超える方は32世帯になります。若干、2世帯減るわけですけれども、32世帯の方には58万円までを納めていただきたいということで、この結果、4万円の差が出ますので、これを32世帯に掛けますと、32世帯掛ける4万ということで144万。それから2世帯の方は54万円を若干超えるけれども58万まで行かないという方でございます。平均2万とすれば、2世帯の方々4万ということで、合計148万円の増というふうにシミュレーションはできるところでございます。

それから、2つ目の保険税の軽減対象世帯の拡大ということですが、これにつきましては、ここにも書いておりますように、応益割というのは均等割と平等割とありますけれども、この軽減措置が7割・5割・2割というふうにあります。これの対象の所得の判定基準というのがありまして、その基準額を若干引き上げるということでありまして、軽減対象世帯の拡大を図るということでございます。7割の軽減の方については変更ありませんけれども、5割の方につきましては、33万プラス27万というところがございます。このところ、27万というところ、27万5,000円ということで、5,000円を所得の基準額を引き上げる。それから2割につきましては、49万のところを50万に、1万円引き上げるということでございます。

その結果、対象となる世帯の増減ですけれども、これもシミュレーションいたしますと、一番下の表ですけれども、現行、改正、増減というところでございます。世帯数、7割については変わりありませんけれども、5割につきましては1世帯ふえるということになります。それから2割のほうですけれども、2割の方が5割のほうにふえられるということもありまして、実質はゼロの方が2世帯ふえて、その結果、1人1世帯、5割のほうに移られますので、結果的に1世帯が増というふうになるところでございます。以上でございます。

引き続きまして、よろしいですか。

○委員長（谷口重和） はい。

○副町長（田中雅和） では、議案第42号、副町長の選任についてでございます。

これにつきましては、1枚めくっていただきましたら書いております提案理由というところがございます。めくっていただきますと、副町長、私でございますけれども、私の任期が5月末で満了となります。その後任として山下康之氏、現在参与でお務めいただいております山下康之氏を新たに選任するというところでございます。

でございます。

学歴、経歴等は記載のとおりでございます。

任期につきましては、ことし来月、6月1日から4カ年ということになってございます。以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。委員から質疑を受けたいと思います。何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、以上で提出議案についてを終わりたいと思います。

次に、選任同意に係る所信聴取について。

申し合わせ事項であります選任同意に係る人事案件の招致については、副町長、教育長及び監査委員については招致する。その他の選任同意の人事議案については議会運営委員会において招致について協議・決定することとなっておりますので、招致し所信聴取を行うこととしてよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） それでは、今回の副町長の選任については、所信聴取を行うことと決定をいたしたいと思います。

所信聴取についての件につきましては、これで終わります。

次に、議事日程（第1号）について、事務局から説明を願います。局長。

○議会事務局長（村山和弘） それでは、お手元に配付をさせていただいております平成30年第1回宇治田原町議会臨時会議事日程（第1号）について説明をさせていただきたいと思います。

平成30年5月15日火曜日、午前10時が開議でございます。

まず日程第1、会議録署名議員につきましては、先ほどご説明を申し上げましたように、2番、松本議員と9番、山内議員にお願いをさせていただき予定としております。

次に、日程第2、会期の決定でございますけれども、これも先ほど委員長のほうからご確認をいただきました平成30年5月15日の1日限りとさせていただきたく思っております。

この会期の決定の後、町長よりご挨拶が入る予定としております。

また、その後に、4月の定期人事異動に伴います管理職員の異動対象者につきましての紹介を副町長のほうからお願いをする予定としております。

なお、後ろのほうに本日、管理職の議場の配席図をお配りさせていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、日程第3及び日程第4の専決処分でございますけれども、一括議題とさせていただきます。提案理由の説明の後、専決処分ということでございますので、この議案につきましては委員会への付託を行わずに、質疑、討論、採決を予定しているところでございます。

続きまして、日程第5、副町長の選任についてでございますけれども、この議案につきましては、提案理由の説明の後、暫時休憩とさせていただきます。この委員会室におきまして全員協議会を開催いただき、ご本人さんの招致、そして所信聴取を行っていただく予定としております。そして、その全員協議会が終わりますと、再度本会議場に戻っていただきまして、質疑、討論、採決を予定しております。

最後になりますけれども、日程第6につきましては、閉会中の継続調査の申し出がございまして、従来どおり、議会運営委員会、総務建設常任委員会、文教厚生常任委員会、そして新庁舎の特別委員会、新名神の特別委員会と広報編集委員会から継続調査の申し出を提出していただく予定としておりますので、日程第6の議事日程に上げさせていただきますというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） あと、事務局のほうから本会議について討論または採決に係る質疑の予定の説明をしていただきます。局長。

○議会事務局長（村山和弘） 本会議におきまして、討論または専決に係る質疑を予定されている方については、討論または質疑の通告書を議長宛てに提出していただくことというふうにしておりますけど、今臨時会、1日限りとしておりますことから通告書を提出していただくタイミングがございません。その点だけご了承いただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 今の説明について質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、以上で日程第1、平成30年第1回臨時会については終わります。

次に、日程第2、その他。

この際、何かございましたら、ご発言をお願いいたします。奥谷部長。

○総務部長（奥谷 明） 一言申し上げたいと存じます。

先ほど事務局長のほうからご説明あったと存じますが、本庁当局側の議場での配席図を配付させていただきました。ご存じのとおり、この4月1日で一部組織機構、それから人事異動がございましたことから、それに伴います異動をさせていただいております。特に部長職が1名増となっておりますので、それに伴いまして一部4名の席とさせていただいている部分もございますが、以上のような配置とさせていただきたいと存じますので、ご了承賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） それと、今般、エコスタイルキャンペーンに係る軽装の励行について、先日、議長宛て文書の写しを配付いたしました。昨年の6月に申し合わせた事項として決定しましたとおり、実施期間については執行部側の対応に準ずることとしております。

その他、何かございませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） なければ、これをもちまして、今臨時会に付議されました事件の議会運営委員会を終わらせていただきます。ご苦労さまでございました。

散 会 午前10時17分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

議会運営委員会委員長            谷   口   重   和